

●飯田市国民健康保険税条例改正の概要

- ・改正の理由は大きく分けて以下の3点。
- ・③については、専決対応とした。

①国民健康保険税率の改定に伴うもの

平成30年度以降、据え置いてきた飯田市の国保税率について、長野県国民健康保険運営方針に則り、県の標準保険料率水準に近づけるための改正。

②子ども・子育て支援金制度の開始に伴うもの

令和8年度より、国民健康保険においても「子ども・子育て支援金」を新たに徴収することとされたことに対応するための改正。

③地方税法施行令の改正に伴う改正に伴うもの…専決対応

賦課限度額の見直し、低所得者世帯の5割、2割軽減に係る判定所得水準の見直しを行う改正

●国民健康保険税の算定方法

医療分、後期支援金分、介護分の3区分にそれぞれ、所得割、均等割、平等割が課される。
 令和8年度より、上記3区分に加え、新たに子ども・子育て支援金分が追加となる。
 また、これまで課税していなかった後期支援金分の平等割について、新たに課税を開始する。

	所得割 (所得に対して算定)	均等割 (加入者1人ごとに算定)	平等割 (一世帯当たり算定)	賦課限度額 (世帯当たりで判定)
医療分 加入者全員が負担	6.60%→6.50%	16,500円→19,000円	21,000円 (改定なし)	66万円→67万円
後期支援金分 加入者全員が負担	3.05%→2.95%	10,600円 (改定なし)	0円→2,900円	26万円 (改定なし)
介護分 40～64歳の加入者が負担	2.70%→2.60%	8,600円 (改定なし)	6,800円→6,900円	17万円 (改定なし)
子ども・子育て支援金分 18歳以上の加入者が負担	0.30%	900円 (18歳以上は+100円)	1,000円	3万円

- 緑色 . . . ①国民健康保険税率の改定
- 黄色 . . . ②子ども・子育て支援金制度の開始
- 水色 . . . ③地方税法施行令の改正→専決対応

●各条の改正内容その1

凡例

税額改定による改正

子ども・子育て支援金制度開始による改正

地方税法施行令改正による改正



専決対応

第2条 課税額・賦課限度額

第1項 子ども・子育て支援金の新規課税

第2項 医療分の賦課限度額 66万円
→67万円

第5項 子ども・子育て支援金の賦課限度額 3万円

改正前：医66+後26+介17=109

改正後：医67+後26+介17+子3=113

第3条 医療分所得割額

所得割 6.6%→6.5%

第5条 医療分均等割額

均等割 16,500円→19,000円

第5条の2 医療分平等割額

ア 特定世帯 10,500円（改定なし）ウ×50%

イ 特定継続世帯 15,750円（改定なし）ウ×75%

ウ 上記以外の世帯 21,000円（改定なし）

特定世帯：国保から後期高齢者へ世帯員が移行し、
単身国保加入者が残った世帯（5年間軽減）

特定継続世帯：特定世帯の5年が経過した世帯
（その後3年軽減）

第6条 後期支援金分所得割額

所得割 3.05%→2.95%

第7条 後期支援金分均等割額

均等割 10,600円（改定なし）

第7条の2 後期支援金分平等割額

ア 特定世帯 1,450円 ウ×50%

イ 特定継続世帯 2,175円 ウ×75%

ウ 上記以外の世帯 2,900円

※改正前は後期分平等割の課税なし。

第8条 介護分所得割額

所得割 2.7%→2.6%

第9条の2 介護分均等割額

均等割 8,600円（改定なし）

第9条の3 介護分平等割額

平等割 6,800円→6,900円

※介護分は40歳から64歳までの被保険者にのみ課税となるため、特定世帯や特定継続世帯となる世帯は制度的に存在しない。

第9条の4 子ども・子育て支援金分所得割額

所得割 0.3%

第9条の5 子ども・子育て支援金分均等割額

均等割 900円

第9条の6 子ども・子育て支援金分18歳以上均等割額

均等割 100円

※18歳以下の被保険者については、第23条第4項で軽減されるので、実際の均等割額は、
19歳以上の被保険者について、第9条の5分+第9条の6分となる。

第9条の7 子ども・子育て支援金分平等割額

ア 特定世帯 500円 ウ×50%

イ 特定継続世帯 750円 ウ×75%

ウ 上記以外の世帯 1,000円

●各条の改正内容その2

凡例

税額改定による改正

子ども・子育て支援金制度開始による改正

地方税法施行令改正による改正



専決対応

第23条 国民健康保険税の減額

医療分 66万円→67万円

子ども・子育て支援金分 30,000円

※後期支援金分、介護分は改正なし。

第23条第1項第1号 国保税7割軽減

ア 医療分均等割 11,550円→13,300円

イ 医療分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外） 14,700円（改定なし）

特定世帯はイ×50%、特定継続世帯はイ×75%

ウ 後期分均等割 7,420円（改定なし）

エ 後期分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外） 2,030円

特定世帯はエ×50%、特定継続世帯はエ×75%

オ 介護分均等割 6,020円（改定なし）

カ 介護分平等割 4,760円→4,830円

キ 子ども・子育て分均等割 630円

ク 子ども・子育て分18歳以上均等割 70円

ケ 子ども・子育て分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外） 700円

特定世帯はケ×50%、特定継続世帯はケ×75%

均等割、平等割につき、前条までの7割の額

※介護分平等割は40歳から64歳までの被保険者へのみ課税となるため、特定世帯や特定継続世帯となる世帯は制度的に存在しない。

第23条第1項第2号 国保税5割軽減

軽減判定所得 30万5千円→31万円

ア 医療分均等割 8,250円→9,500円

イ 医療分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外） 10,500円（改定なし）

特定世帯はイ×50%、特定継続世帯はイ×75%

ウ 後期分均等割 5,300円（改定なし）

エ 後期分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外） 1,450円

特定世帯はエ×50%、特定継続世帯はエ×75%

オ 介護分均等割 4,300円（改定なし）

カ 介護分平等割 3,400円→3,450円

キ 子ども・子育て分均等割 450円

ク 子ども・子育て分18歳以上均等割 50円

ケ 子ども・子育て分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外） 500円

特定世帯はケ×50%、特定継続世帯はケ×75%

均等割、平等割につき、前条までの5割の額

※介護分平等割は40歳から64歳までの被保険者へのみ課税となるため、特定世帯や特定継続世帯となる世帯は制度的に存在しない。

第23条第1項第3号 国保税2割軽減

軽減判定所得 56万円→57万円

ア 医療分均等割 3,300円→3,800円

イ 医療分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外） 4,200円（改定なし）

特定世帯はイ×50%、特定継続世帯はイ×75%

ウ 後期分均等割 2,120円（改定なし）

エ 後期分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外） 580円

特定世帯はエ×50%、特定継続世帯はエ×75%

オ 介護分均等割 1,720円（改定なし）

カ 介護分平等割 1,360円→1,380円

キ 子ども・子育て分均等割 180円

ク 子ども・子育て分18歳以上均等割 20円

ケ 子ども・子育て分平等割（特定世帯及び特定継続世帯以外） 200円

特定世帯はケ×50%、特定継続世帯はケ×75%

均等割、平等割につき、前条までの2割の額

※介護分平等割は40歳から64歳までの被保険者へのみ課税となるため、特定世帯や特定継続世帯となる世帯は制度的に存在しない。

●各条の改正内容その3

第23条第2項 未就学児均等割5割軽減

第1号 医療分均等割の軽減

ア 7割軽減世帯 2,475円→2,850円

イ 5割軽減世帯 4,125円→4,750円

ウ 2割軽減世帯 6,600円→7,600円

エ 未軽減世帯 8,250円→9,500円

均等割につき、本来算定額を5割軽減が上記エ。
ア～ウはエに対し割合で計算。以下同様。

第2号 後期分均等割の軽減

ア 7割軽減世帯 1,590円（改定なし）

イ 5割軽減世帯 2,650円（改定なし）

ウ 2割軽減世帯 4,240円（改定なし）

エ 未軽減世帯 5,300円（改定なし）

第3号 子ども・子育て分均等割の軽減

ア 7割軽減世帯 135円

イ 5割軽減世帯 225円

ウ 2割軽減世帯 360円

エ 未軽減世帯 450円

※未就学児への軽減の条項であり、介護分（40～64歳のみ課税）は対象外となるため介護分の規定は不要。

凡例

税額改定による改正

子ども・子育て支援金制度開始による改正

地方税法施行令改正による改正

専決対応

第23条第3項 産前産後の所得割、均等割軽減

均等割の軽減項目に18歳以上被保険者均等割を追加

第7号で子ども分所得割を、第8号で子ども分均等割を、第9号で子ども分18歳以上被保険者均等割を産前産後期間の月額分軽減する旨規定

第1号で引用条項の条ずれ整備

第23条第4項 18歳未満の被保険者子ども・子育て分均等割の減額

18歳未満の被保険者で子ども・子育て分均等割を減額する旨規定

※子育て世帯を支援するための子ども子育て支援金の課税により子育て世帯の負担が増す、ということがないように18歳未満の被保険者均等割を減額。当該減額分を補うために「18歳以上均等割（第9条の6）」が課されている。
※応能原則を踏まえ、所得割は減額されない。

第26条 国民健康保険の納税通知書 第28条 飯田市行政手続条例の適用除外

字句の整備（市税条例→飯田市税条例）に修正

改正前は、単に「市税条例」と規定しており、飯田市税条例を指すことを明示するための改正

附則 課税の特例

追加された子ども・子育て支援金分の所得割（第9条の4）の算定における条項整備

各種所得に対応した条が複数存在。